

第 27 号議案

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

足立区こども科学館条例（平成 5 年足立区条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

（5） レクリエーションホール

（6） 音楽室

第 4 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

第 4 条の 2 ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

第 5 条第 1 項中「別表第 2 及び別表第 3」を「別表第 2 から別表第 4 まで」に、「納入」を「前納」に改める。

第 11 条第 2 項中「指定管理者」を「第 14 条第 1 項の規定により科学館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 13 条中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 5 条関係）

使用料

	使用区分
--	------

	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後零時30分～午後3時	午後3時30分～午後6時	午後6時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
第1レクリエーションホール	2,000円	2,600円	2,600円	3,000円	9,200円
第2レクリエーションホール	2,000円	2,600円	2,600円	3,000円	9,200円
第3レクリエーションホール	2,300円	2,900円	2,900円	3,500円	1万800円
第1音楽室	800円	900円	900円	1,100円	3,600円
第2音楽室	1,200円	1,500円	1,500円	1,800円	5,400円
第3音楽室	800円	900円	900円	1,100円	3,600円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間の途中で使用を取り止めても、既に納入された使用料は返還しない。
- 3 使用者において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、規定使用料の5割増とする。
- 4 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、足立区青少年センター条例の規定によりなされた第3条の2の改正規定により設置する施設に係る施設使用の申請及び承認は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提案理由)

青少年センターの廃止に伴い、一部の施設について、こども科学館における事業の実施に要する施設とするとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。